

中国ブロック会議（平成26年7月16日・岡山県：岡山国際ホテル）

参加者は約190名。はじめに中国ブロックを代表して永見憲吾中国ブロック長、また開催県から平田眞一岡山県専修学校各種学校振興会会長があいさつを述べた。続いて、全専各連の小林光俊会長があいさつを述べた後、来賓、各県会長が紹介され、来賓を代表して岡山県の木幡浩副知事が祝辞を述べた。

総会では、平田岡山県会長が議長に選出され、①平成26年度収支決算報告、②平成27年度収支予算案、③大会決議文採択、④次期開催県の決定、⑤広告倫理運営委員会報告の各議案が上程され、全ての議案が全会一致で承認された。次期開催県は広島県、7月15日にANAクラウンプラザホテル広島において開催を予定。また、専修学校制度制定40周年表彰が執り行われ、文部科学大臣表彰では、文部科学省専修学校教育振興室の星川正樹専門官から受賞者代表である松下正勝岡山歯科技工専門学校参与に、全専各連会長表彰では、小林会長から受賞者代表である永見憲吾IGL医療福祉専門学校理事長にそれぞれ表彰状が授与された。

小憩後、研修会となり、星川文部科学省専門官が、今年度の文科省予算の概要および職業実践専門課程制度の周知、「新たな高等教育機関の制度化」等について解説、とくに専修学校各種学校の地位向上、質の保証を図るためにも、自己評価・学校関係者評価を積極的に公表・発信するよう希望する、と述べた。続いて、各県状況報告が行われた。その後、「職業実践専門課程制度」導入事例として朝日医療専門学校岡山校三浦孝仁学園長から事例発表が行われた。最後に中央情勢報告として全専各連事務局より資料に基づいて説明が行われ、会議を終了した。小憩後、懇親会を開催し全日程を終了した。

【大会決議】

今年、2015年に専修学校制度創設40周年を迎えました。私たち中国ブロックの会員校はいずれも地域社会の発展と地域経済の活性化のために努力し、一定の成果を上げてきましたが、さらなる努力により、専修学校制度の改革に取り組まなければならない時を迎えています。

現在は、全ての中学卒業生が中等教育を受け、高校生の半数以上が大学・短期大学に進学する時代です。その中であって、専修学校各種学校へ2割近くの高卒卒業生が進学しているという実情は、専修学校各種学校が、日本の教育に占める役割の大きさ、また、職業教育を担う高等教育機関であることが広く認められてきた結果です。

2013年7月12日、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」は『「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～』という報告書を発表し、2013年8月30日文部科学大臣告示「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の施行について（通知）」が出された経緯は、皆さまご承知の通りです。

そして昨年4月1日より職業実践専門課程の認定が実現致しましたが、全国的には25%の学校しか認定されておりません。最近の職業実践専門課程の申請についてはハードルが高すぎて、まるでアカデミック専修学校と一般の専修学校に振り分けられるようで、大半の専修学校は認定申請ができないのではないかと危惧しています。

今後は、職業実践専門課程を広く周知し、多くの専修学校が認定されると同時に、一刻も早く新たな学校種の制度が創設されるよう引き続き運動していかねばなりません。現在

の大学はアカデミック的の大学であり、専修学校制度創設以来 40 年にわたり職業教育を担ってきた専修学校こそが職業大学としてふさわしく、多くの専修学校が職業大学として認可していただけることを切に願う次第です。

また昨年度、文部科学省は、専修学校生及び専修学校への進学希望者を対象に、その生活費等を調査して、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、学生生活支援の在り方について検討されましたが現状の制度では中途半端な修学支援制度になっているように感じます。早急に、専修学校生及び進学希望者にもっと必要な修学支援が実施されることを願っております。

また、外国人技能実習制度の見直しにおいて、新たな対象職種として建設、介護などを掲げていますが、これらの職種では相当程度の日本語活用能力が要求されます。たとえ対象職種が拡大され、技能実習期間が延長されようと、日本語が理解できないようでは就労できないことは明白です。外国人技能実習生の来日後の日本語教育を、就労前に専修学校各種学校で実施されるよう強く望みます。

以上のことにより次の 4 点を決議いたします。

決議事項

- 1 「職業実践専門課程」認定制度の周知と職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設
- 2 専修学校生の教育費負担軽減に向けた修学支援措置として、さらなる授業料減免に対する国、地方公共団体の支援制度の拡充
- 3 国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度の早期実施
- 4 外国人技能実習制度の見直しにおいて、来日後一定基準以上の技能と日本語教育を就労前に専修学校各種学校で実施